

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

中央銀行デジタル通貨

中央銀行が紙幣や硬貨にかえて発行するデジタル化した通貨のこと。各国の中央銀行で関心が高まっている中、日銀も欧州中央銀行などととも共同研究を開始する。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

2/ 3(月) 仏滅 節分、贈与税の申告(～3月16日)
4(火) 大安 立春
5(水) 赤口
6(木) 先勝 フィギュアスケート四大陸選手権
7(金) 友引
8(土) 先負
9(日) 仏滅

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/27(月)	23,344 ▼483	109.05 △0.49
28(火)	23,216 ▼128	109.07 ▼0.02
29(水)	23,379 △163	109.09 ▼0.02
30(木)	22,978 ▼401	108.86 △0.23
31(金)	23,205 △227	109.03 ▼0.17

令和元年分の贈与税の申告が開始

本日から令和元年分の贈与税の申告が始まります(3月16日まで)。昨年中に個人から財産の贈与を受けた方で、以下のようなケースに該当する場合は申告が必要となります。

なお、昨年10月10日に発生した台風19号による災害(特定非常災害)で被害を受けた特定地域内の土地等を相続等又は贈与で取得した場合の評価額については、地価下落を反映した「調整率」が今月26日に公表される予定です。

◎110万円超の贈与を受けた場合……暦年課税の基礎控除額は、贈与を受けた方(受贈者)ごとに年間110万円です。贈与者の人数などに関わらず1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える場合は申告が必要となります。

◎相続時精算課税を適用する場合……原則60歳以上の親や祖父母からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税(特別控除額2500万円)を適用する場合は、期限内の申告が必要です。なお、同制度は贈与者ごとに選択できますが、贈与者が亡くなるまで継続して適用されます。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……親や祖父母など直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について、受贈者ごとに一定の限度額まで贈与税が非課税となる措置を適用する場合は、期限内の申告が必要です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、2千万円まで控除できる特例を適用する場合は、期限内の申告が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201505

一定の財産を保有する方は調書を提出

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、3月16日までに国外財産の種類や価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出する必要があります(提出がない又は虚偽記載の場合は罰則があります)。

国税庁によると、平成30年分の国外財産調書の提出件数は9961件で、調書に記載された総財産額は3兆8965億円でした。

なお、その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産の種類や価額などを記載した「財産債務調書」を提出する必要があります。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

※贈与税の申告・納付は2月3日～3月16日、所得税の確定申告・納付は2月17日～3月16日。

※新型肺炎の国内への拡散が予想されています。マスクの着用や手洗いをこまめに行うなど予防策の徹底と、咳や発熱のある社員には医療機関への受診と出社を制限して感染を防ぎます。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏洩や個人情報の流出などの新しいリスクや脅威を防ぐためにも、従業員教育・情報管理の定期的な見直しと対策を行います。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和元年分の贈与税の申告について

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間に財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた方で、110万円を超える財産の贈与を受けた場合、相続時精算課税を適用する場合、住宅取得等資金の非課税を適用する場合、配偶者控除の特例を適用する場合には、申告書の提出が必要となります。

令和元年分の贈与税の申告書の受付は、令和2年2月3日から同年3月16日までです。

なお、扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要と認められる範囲内の財産の贈与は、贈与税の対象外となります。

◆暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（複数人から贈与を受けた場合や同じ人から複数回にわたり贈与を受けた場合には、それらの財産価額の合計額）が基礎控除額110万円を超える場合には、申告をする必要があります。

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を控除した残額について、「一般税率」又は「特例税率※」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

※特例税率は、直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合に適用。

◆相続時精算課税

相続時精算課税は、原則として60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫に対して財産を贈与した場合に、暦年課税に代えて選択できる制度で、同制度を選択した贈与者が亡くなった時に贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することで、贈与税・相続税を通じた納税を行います。

なお、同制度は贈与者ごとに選択することができますが、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。また、その財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置

父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための「住宅取得等資金」を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、受贈者ごとに非課税限度額まで贈与税が非課税となる特例を適用できます。

非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初に非課税の特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

なお、贈与を受けた住宅取得等資金の金額が非課税額以下であっても、同特例の適用を受けるためには申告する必要があります。

◆贈与税の配偶者控除の特例

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産の贈与を受けた場合、又は金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合、基礎控除額（110万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた金額との合計額から2,000万円（合計額が2,000万円未満の場合はその合計額）を控除することができます。

なお、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

◆「令和元年台風第19号」による災害（特定非常災害）により被害を受けた財産の評価方法等

特定地域※内にある土地等（特定土地等）を相続等又は贈与により取得した場合の評価額は、その取得時の時価によらず、「令和元年台風第19号の発生直後の価額」によることができます。

「令和元年台風第19号の発生直後の価額」は、地価下落を反映した「調整率」を令和元年分の路線価等（路線価及び評価倍率）に乗じて計算しますが、この「調整率」は2月26日11時に公開される予定です。

なお、災害発生日前（令和元年10月9日以前）に特定土地等を取得した場合の申告期限は、令和2年8月11日まで延長されます。

※特定地域は、【岩手県】宮古市・釜石市・山田町・久慈市、【宮城県】県内全域、【福島県】県内全域、【茨城県】県内全域、【栃木県】宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・小山市・那須烏山市・茂木町、【群馬県】富岡市・嬬恋村、【埼玉県】県内全域、【千葉県】県内全域、【東京都】大田区・世田谷区・八王子市・あきる野市・日の出町・檜原村、【神奈川県】川崎市・相模原市、【新潟県】阿賀町、【山梨県】上野原市、【長野県】県内全域、【静岡県】伊豆市・伊豆の国市・函南町